

バイオマス産業都市構想取扱要領

バイオマス産業都市関係府省連絡会議

内閣府	参事官(グリーンイノベーション担当)
総務省	地域政策課長
文部科学省	環境エネルギー課長
農林水産省	バイオマス循環資源課長
経済産業省	新エネルギー対策課長
国土交通省	環境政策課長
環境省	地球温暖化対策課長

第1 趣旨

バイオマス産業都市構想（以下「構想」という。）は、地域の実情を踏まえ、バイオマスの生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムの構築について策定されたものであるが、社会経済情勢の変化や事業化プロジェクトを進めていく過程での予期せぬ課題の発生等によっては、所期の目的を達成することが難しくなることも想定される。

このため、構想の進捗を確認するための進捗状況の報告の取扱い及びその報告の取扱い、構想に大幅な見直しが必要となった場合にバイオマス産業都市の趣旨に逸脱していないことを確認するための手続について、この要領に定めることとする。

第2 バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告

- 1 バイオマス産業都市に選定された地域（以下「選定地域」という。）の代表者は、バイオマス産業都市として選定された日が属する年度の翌年度から5年間（以下「報告期間」という。）、毎年6月末までに、構想の取組状況や今後の予定、課題・懸案事項等について、別記様式第1号により選定地域が属する都道府県を所管する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とし、以下「地方農政局長等」という。）に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長等は、別記様式第2号によりバイオマス産業都市関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）に報告するものとする。
- 3 連絡会議が必要と判断する場合には、報告期間を経過した後であっても、選定地域に対して報告を求めることができるものとする。

第3 バイオマス産業都市構想の変更手続

- 1 構想に位置付けられた内容が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、選定地域の代表者は、別記様式第3号に構想の変更案及び関連する参考資料(以下「提出書類」という。)を添付して、地方農政局長等に提出しなければならない。なお、構想の変更に関連する目安は、別紙に定めるとおりとする。
 - (1) 事業化プロジェクトの追加又は廃止を行う場合
 - (2) 構想で期待されている効果に大きな影響を与える変更がある場合
 - (3) 事業化プロジェクトの進捗が大幅に遅れている場合
- 2 1の提出を受けた地方農政局長等は、別記様式第4号により連絡会議に報告するものとする。
- 3 1の規定にかかわらず、連絡会議は、第2に定める報告を踏まえ、1の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、当該選定地域に構想の変更を検討するよう、指示することができる。
- 4 連絡会議は、構想の変更案について、選定委員会に諮る必要があるかどうか判断する。
- 5 前項において、構想の変更案を選定委員会に諮る必要があると判断された場合には、当該選定地域は、連絡会議の指示に従い、選定委員会による審査を受けなければならない。また、選定委員会に諮る必要がないと判断された場合、連絡会議は、当該選定地域にその旨を伝えるものとする。
- 6 選定委員会は、提出書類に基づき、構想の変更案の妥当性を審査するものとする。なお、選定委員会は、必要に応じて選定地域からの説明を求めることができる。
- 7 内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省(以下「関係府省」という。)は、選定委員会の審査結果をもとに、共同で構想の変更案に対する最終的な諾否を決定するものとする。
- 8 構想の変更案について関係府省の承諾が得られなかった選定地域は、再度構想の変更について検討するものとする。
- 9 1～8に掲げる変更手続を繰り返し行ったにもかかわらず、なお関係府省の承諾が得られない場合、関係府省は、バイオマス産業都市の選定を取り消すことができる。なお、選定地域自身の判断によって、バイオマス産業都市の選定を辞退することは妨げないものとする。

第4 その他

本要領に定めのない事項については、連絡会議と選定地域が協議を行い判断するものとする。

バイオマス産業都市構想の変更の目安

- 1 要領第3の1の(1)における事業化プロジェクトの追加又は廃止を行う場合については、事業化プロジェクトそのものの取扱いを変更する場合に適用することとする。なお、事業化プロジェクトの内容(使用するバイオマスや技術、利活用方法等)の追加又は廃止を行う場合は要領第3の1の(2)によるものとする。
- 2 要領第3の1の(2)におけるバイオマス産業都市構想(以下「構想」という。)で期待されている効果に大きな影響を与える場合については、構想において地域が目指す姿として掲げるバイオマス利用の目標値や地域波及効果等の数値が概ね30%を超えて減少する場合とする。
- 3 要領第3の1の(3)における事業化プロジェクトの進捗が大幅に遅れている場合については、事業化プロジェクトの着手予定年度においても、着手時期の目途が不透明となっている場合とする。
- 4 要領第3の1に該当しない構想の変更は、要領第2に定める進捗状況の報告において取り扱うものとする。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省 ○○地方農政局長^{※1} 殿

○○県○○市長^{※2}

バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告について

バイオマス産業都市構想取扱要領第 2 の 1 に基づき、バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告について、別添のとおり提出します。

- ※₁ 当該市町村が属する都道府県を管轄する地方農政局長宛とする。
ただし、北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長宛、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長宛とする。
- ※₂ 当該市町村の首長名とする。なお、複数の市町村からなる地域の場合は、代表となる市町村の首長名とする。

- 注₁) 別添の「バイオマス産業都市 進捗状況報告票」に必要事項を記載し添付。
注₂) 各地域において、前年度にフォローアップ（中間評価等）を行っている場合は、その内容（報告書等）も併せて添付。

バイオマス産業都市 進捗状況報告票(平成〇〇年度)

(HO.4~HO.3実績)

平成〇年6月提出

地域名	選定年度	目的		目標値		地域波及効果						
		項目	計画(当初)	計画(変更)	項目	計画(当初)	計画(変更)					
〇〇県〇〇市	平成〇年度	バイオマス利用率(平成〇年)	〇〇%	〇〇%	①雇用者数	〇〇人	〇〇人					
			②温室効果ガス排出削減量	〇〇t-CO2	〇〇t-CO2	②温室効果ガス排出削減量	〇〇t-CO2	〇〇t-CO2				
作成主体												
〇〇市、〇〇産業(株)												
事業化プロジェクト												
名称	実施主体	使用する技術	計画(構想作成時)				実績		工程			
			原材料	供給量	原材料	供給量	種類	量	単位	着工(予定)	運用開始(予定)	
(記載例) バイオマス発電事業	〇〇市	メタン発酵	種類	量	種類	量	種類	量	単位	発電	HOO.O	HOO.O
			単位	量	単位	量	単位	量	単位			
			稼番排せつ物	〇〇	t/日	稼番排せつ物	〇〇	kWh/日	〇〇			
			食品廃棄物	〇〇	t/日	食品廃棄物	〇〇	m ³ /日	〇〇	液肥		
			これまでの取組状況			今後の予定			備考(課題、懸案事項、構想作成時からの変更点等)			
			HOO.Oに〇〇事業により施設整備を行い、HOO.Oより運用開始。FITを活用し〇〇電力に売電するとともに、液肥を周辺農家に〇円/m ³ で還元。			発電時に発生する廃熱の農業ハウス利用や、バイオガスの直接利用等にむけた実証を行う。			運用開始から〇年が経過し、年々メンテナンスに要するコストが増加している状況。また、液肥の需要が減少しており、新たな需要先確保に向けた調整が必要。			
(記載例) 木質バイオマス熱利用プロジェクト	〇〇組合	固体燃料化	種類	量	種類	量	種類	量	単位	木質ペレット	HOO.O	HOO.O
			単位	量	単位	量	単位	量	単位			
			林地残材	〇〇	t/日	木質ペレット	〇〇	t/日				
			製材所端材	〇〇	t/日	製材所端材	〇〇	t/日				
			これまでの取組状況			今後の予定			備考(課題、懸案事項、構想作成時からの変更点等)			
			原料確保に向けて関係者との協議を行うとともに、木質ペレットの需要量の精査を実施。			HOO.Oに木質ペレットの供給を開始できるよう、諸調整を実施。			原料調達に係るコストが想定より高くなる見込みであることから、製造規模等の見直しが必要。			
(記載例) BDF製造利用プロジェクト	〇〇産業(株)	エステル化(BDF)	種類	量	種類	量	種類	量	単位	BDF	HOO.O	HOO.O
			単位	量	単位	量	単位	量	単位			
			廃食用油	〇〇	L/日	BDF	〇〇	L/日	〇〇	L/日		
			これまでの取組状況			今後の予定			備考(課題、懸案事項、構想作成時からの変更点等)			
			HOO.Oから行っている廃食用油からのBDF製造を引き続き実施。製造したBDFはB5(軽油代替燃料)として市営バス等に利用。			廃食用油の周辺地域からの回収等により、BDFの増産を目指す。						
			これまでの取組状況			今後の予定			備考(課題、懸案事項、構想作成時からの変更点等)			

別記様式第2号

番 号
年 月 日

バイオマス産業都市関係府省連絡会議 宛

農林水産省 ○○地方農政局長※

バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告について

バイオマス産業都市の選定地域より、バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告がありましたので、バイオマス産業都市構想取扱要領第2の2に基づき、別添のとおり報告します。

※ 北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長とする。

農林水産省 〇〇地方農政局長^{※1} 殿〇〇県〇〇市長^{※2}

バイオマス産業都市構想の変更について

バイオマス産業都市構想取扱要領第3の1に基づき、バイオマス産業都市構想の変更案及び関連する参考資料を別添のとおり提出します。

- ※₁ 当該市町村が属する都道府県を管轄する地方農政局長宛とする。
ただし、北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長宛、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長宛とする。
- ※₂ 当該市町村の首長名とする。なお、複数の市町村からなる地域の場合は、代表となる市町村の首長名とする。

(別添)

該当項目	(1) 事業化プロジェクトの追加又は廃止 (2) 構想で期待されている効果に大きな影響を与える変更 (3) 事業化プロジェクトの進捗の大幅な遅延 ※(1)～(3)のいずれかを記載。	
プロジェクト名		
変更内容	(変更内容を簡潔に記載)	
主な変更項目	変更前	変更後
施設規模	〇〇kW	〇〇kW
原料調達	林地残材〇〇t/日、PKS〇〇t/日	林地残材〇〇t/日、PKS〇〇t/日
供給	売電(FIT)〇kWh	売電(FIT)〇kWh、自家利用〇kWh
着手時期	平成〇年〇月	平成〇年〇月

注₁) 変更する事業化プロジェクト毎に記載。注₂) 必要に応じて、変更内容の詳細が分かる資料を添付。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

バイオマス産業都市関係府省連絡会議 宛

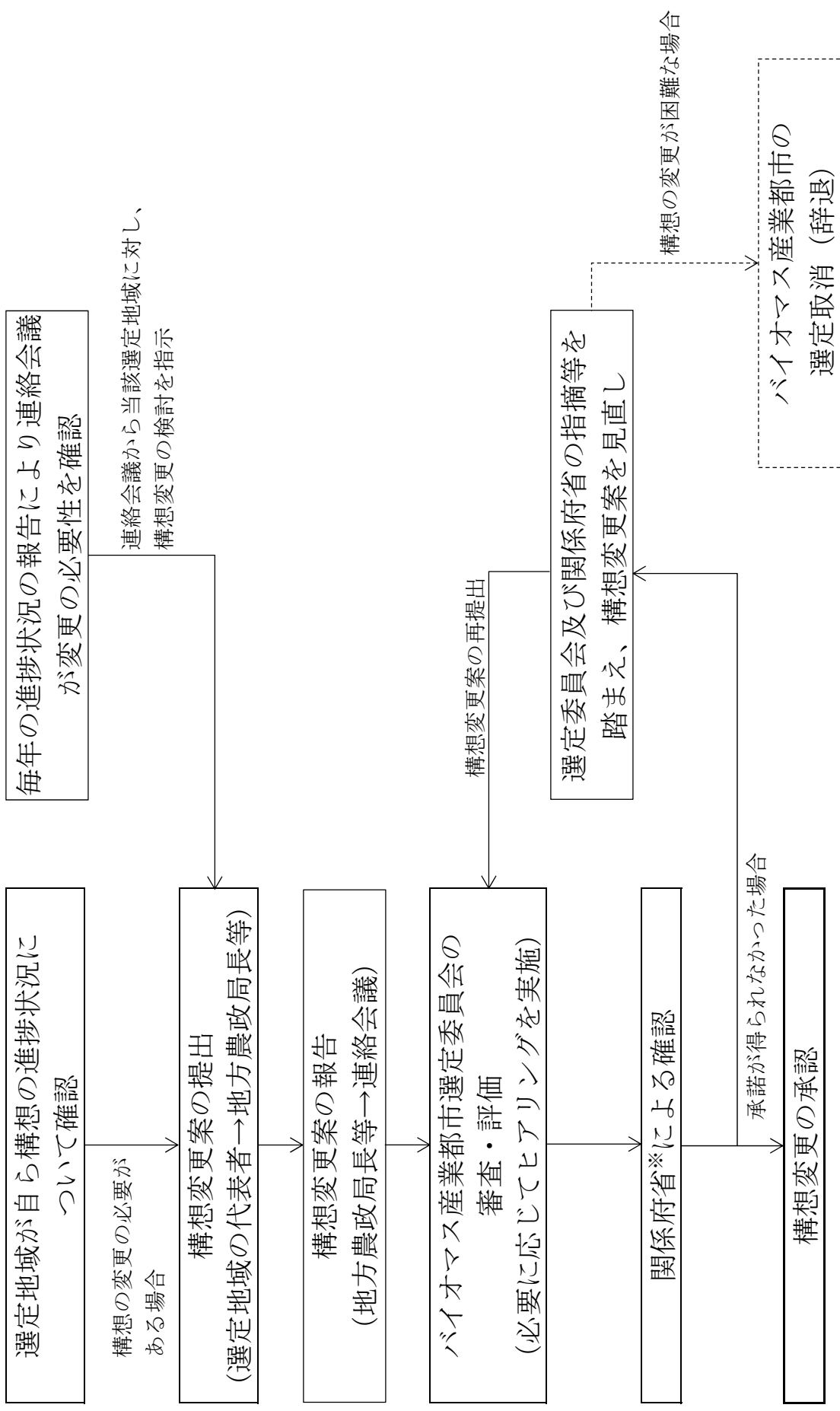
農林水産省 ○○地方農政局長※

バイオマス産業都市構想の変更について

バイオマス産業都市の選定地域より、バイオマス産業都市構想の変更について報告がありましたので、バイオマス産業都市構想取扱要領第3の2に基づき、別添のとおり報告します。

※ 北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長とする。

バイオマス産業都市構想の変更の流れについて



*内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

進捗状況の報告及び構想変更に係る提出書類の提出（報告）先

①地方農政局長等宛

都道府県	提出（報告）先
北海道（※実施地域が北海道農政事務所の管轄区域にある作成主体）	北海道農政事務所 農政推進部 経営・事業支援課 〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17-19-6 電話：011-642-5485
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県（※実施地域が東北農政局の管轄区域にある作成主体）	東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 電話：022-221-6146
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県（※実施地域が関東農政局の管轄区域にある作成主体）	関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 電話：048-740-0336
新潟県、富山県、石川県、福井県（※実施地域が北陸農政局の管轄区域にある作成主体）	北陸農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 電話：076-232-4233
岐阜県、愛知県、三重県（※実施地域が東海農政局の管轄区域にある作成主体）	東海農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 電話：052-223-4619
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（※実施地域が近畿農政局の管轄区域にある作成主体）	近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル 丁子風呂町 電話：075-414-9024
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県（※実施地域が中国四国農政局の管轄区域にある作成主体）	中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 電話：086-224-9415
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（※実施地域が九州農政局の管轄区域にある作成主体）	九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 電話：096-211-9345
沖縄県（※実施地域が内閣府沖縄総合事務局の管轄区域にある作成主体）	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食品・環境課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 電話：098-866-1673

②バイオマス産業都市関係府省連絡会議宛

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課（連絡会議庶務担当）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6738-6479